

## 2026年4月1日付で改定する契約約款および利用規約 新旧比較表

### ■IKC サービス契約約款

改定後	改定前
<p><b>第31条 (施設または機器の撤去および費用負担)</b></p> <p>第17条(加入者が行う利用契約の解約)第1項、第3項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合、<b>機器を撤去し、当社施設は原則として残置するものとします。また、加入者は当社施設の撤去を希望する場合には、当該施設の撤去に要する費用を負担するものとします。</b></p> <p>2. <b>前項</b>の撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。</p>	<p><b>第31条 (施設または機器の撤去および費用負担)</b></p> <p>第17条(加入者が行う利用契約の解約)第1項、第3項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合、<b>当社施設および機器を撤去します。この場合、加入者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。</b></p> <p>2. 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。</p>

### ■IKC 光 テレビジョンサービス契約約款

改定後	改定前
<p>●「区域外同時再放送」に関する特約</p> <p>区域外同時再放送は、静岡県の業務区域で視聴できます。</p> <p>2. テレビ東京の放送は、株式会社テレビ東京との協議による「視聴習慣に伴う激変緩和措置」に基づき、<b>2027年3月31日</b>まで継続します。</p> <p>3. 区域外同時再放送を視聴するにあたり、地上デジタル放送のチャンネル設定をされる場合、地域設定は「静岡」に設定するものとします。</p> <p>4. 区域外同時再放送で視聴できる緊急地震速報・地域情報・行政情報・災害情報・CM等は関東地域の情報であり、静岡地域の情報ではありません。静岡県の情報は県内放送局をご覧ください。</p>	<p>●「区域外同時再放送」に関する特約</p> <p>区域外同時再放送は、静岡県の業務区域で視聴できます。</p> <p>2. テレビ東京の放送は、株式会社テレビ東京との協議による「視聴習慣に伴う激変緩和措置」に基づき、<b>2026年3月31日</b>まで継続します。</p> <p>3. 区域外同時再放送を視聴するにあたり、地上デジタル放送のチャンネル設定をされる場合、地域設定は「静岡」に設定するものとします。</p> <p>4. 区域外同時再放送で視聴できる緊急地震速報・地域情報・行政情報・災害情報・CM等は関東地域の情報であり、静岡地域の情報ではありません。静岡県の情報は県内放送局をご覧ください。</p>

## ■IKC 光 サービス料金表

改定後		改定前	
1. IKC 光 テレビジョンサービス (1)月額利用料 オプションサービス		1. IKC 光 テレビジョンサービス (1)月額利用料 オプションサービス	
オプションサービス種目	サービス品目	オプションサービス種目	サービス品目
フジテレビ NEXT	2,345 円/台 (税込 2,580 円/台)	フジテレビ NEXT	1,800 円/台 (税込 1,980 円/台)

## ■IKC 光 テレビジョンサービス契約約款

改定後		改定前	
<p>●「区域外同時再放送」に関する特約</p> <p>区域外同時再放送は、静岡県の業務区域で視聴できます。</p> <p>2. テレビ東京の放送は、株式会社テレビ東京との協議による「視聴習慣に伴う激変緩和措置」に基づき、<b>2027年3月31日</b>まで継続します。</p> <p>3. 区域外同時再放送を視聴するにあたり、地上デジタル放送のチャンネル設定をされる場合、地域設定は「静岡」に設定するものとします。</p> <p>4. 区域外同時再放送で視聴できる緊急地震速報・地域情報・行政情報・災害情報・CM等は関東地域の情報であり、静岡地域の情報ではありません。静岡県の情報は県内放送局をご覧ください。</p>		<p>●「区域外同時再放送」に関する特約</p> <p>区域外同時再放送は、静岡県の業務区域で視聴できます。</p> <p>2. テレビ東京の放送は、株式会社テレビ東京との協議による「視聴習慣に伴う激変緩和措置」に基づき、<b>2026年3月31日</b>まで継続します。</p> <p>3. 区域外同時再放送を視聴するにあたり、地上デジタル放送のチャンネル設定をされる場合、地域設定は「静岡」に設定するものとします。</p> <p>4. 区域外同時再放送で視聴できる緊急地震速報・地域情報・行政情報・災害情報・CM等は関東地域の情報であり、静岡地域の情報ではありません。静岡県の情報は県内放送局をご覧ください。</p>	
<p>ケーブルテレビジョンサービス 別表</p> <p>2. オプションサービス種目の利用料金 オプションチャンネル</p>		<p>ケーブルテレビジョンサービス 別表</p> <p>2. オプションサービス種目の利用料金 オプションチャンネル</p>	
オプションサービス種目	サービス品目	オプションサービス種目	サービス品目
フジテレビ NEXT	2,345 円/台 (税込 2,580 円/台)	フジテレビ NEXT	1,800 円/台 (税込 1,980 円/台)

## ■ ケーブルプラス電話利用規約

改定後	改定前
<p><b>第4条 (設備の設置及び撤去)</b></p> <p>契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置等を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法等により、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。なお、<b>終端装置</b>は当社等が提供し、所有権は当社に帰属します。</p> <p>2. 設備の設置等及び保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、建築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。</p> <p>3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。</p> <p>4. 共同住宅等の共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。</p> <p>5. 契約者は当社等が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊しまたは線条その他の導体を接続しないこととします。</p> <p>6. 約款の規定によりサービス契約が解除されたときは、当社または当社の指定する業者は、本設備の撤去を、当社所定の機器、工法等により行うものとします。ただし、当社の提供する他のサービスの提供に必要な設備については、撤去しない場合があります。</p>	<p><b>第4条 (設備の設置及び撤去)</b></p> <p>契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置等を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法等により、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。なお、<b>ケーブルプラス電話用宅内機器（以下、「終端装置」といいます。）</b>は当社等が提供し、所有権は当社に帰属します。</p> <p>2. 設備の設置等及び保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、建築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。</p> <p>3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。</p> <p>4. 共同住宅等の共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。</p> <p>5. 契約者は当社等が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊しまたは線条その他の導体を接続しないこととします。</p> <p>6. 約款の規定によりサービス契約が解除されたときは、当社または当社の指定する業者は、本設備の撤去を、当社所定の機器、工法等により行うものとします。ただし、当社の提供する他のサービスの提供に必要な</p>

改定後	改定前								
<p>7. 前項の撤去に伴い、加入者は、終端装置をただちに当社に返還するものとします。なお、加入者は、当社から貸与した終端装置を返還しない場合、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。</p>	<p>な設備については、撤去しない場合があります。</p> <p>7. 前項の撤去に伴い、加入者は、終端装置をただちに当社に返還するものとします。なお、加入者は、当社から貸与した終端装置を返還しない場合、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。</p>								
<p><b>別表</b></p> <p>●第4条第7項に定める機器損害</p> <table border="1" data-bbox="203 464 1115 561"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 464 658 512">品目</th> <th data-bbox="658 464 1115 512">機器損害金(課税対象外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 512 658 561">終端装置 (通信 ONU)</td> <td data-bbox="658 512 1115 561">15,000 円/台</td> </tr> </tbody> </table>	品目	機器損害金(課税対象外)	終端装置 (通信 ONU)	15,000 円/台	<p><b>別表</b></p> <p>●第4条第7項に定める機器損害金</p> <table border="1" data-bbox="1137 464 2045 561"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 464 1592 512">品目</th> <th data-bbox="1592 464 2045 512">機器損害金(課税対象外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 512 1592 561">[記載なし]</td> <td data-bbox="1592 512 2045 561">[記載なし]</td> </tr> </tbody> </table>	品目	機器損害金(課税対象外)	[記載なし]	[記載なし]
品目	機器損害金(課税対象外)								
終端装置 (通信 ONU)	15,000 円/台								
品目	機器損害金(課税対象外)								
[記載なし]	[記載なし]								